

富士見町住宅リフォーム事業補助金交付要綱

平成23年3月8日

告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の活性化、既存住宅の改修等による住環境の改善、移住・定住の促進、都市機能の増進、地域の安心安全の向上を図るため、町内施工業者を利用して住宅リフォームを行う町民に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、富士見町補助金等交付規則(昭和51年規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) リフォーム工事 老朽化その他の事由により低下した住宅機能の向上のために行う修繕、補修、増築、改築、改造、模様替え、設備更新等住宅機能と一体となった工事。

(2) 町内施工業者 町内に事業所を有する法人又は個人の建設事業者等をいう。

(3) 移住者、定住者 補助対象建築物の所在地を住所として住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定による転入又は同法第23条の規定による転居した又はしようとする者であって、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 補助対象建築物のリフォーム工事の完了後1か月以内に当該建築物の所在地を住所として転入しようとする者

イ 補助対象建築物の所在地を住所として転入し、第6条第1項の事業計画書の提出をする時点において転入から2年を経過しない者

ウ 補助対象建築物のリフォーム工事の完了後1か月以内に当該建築物の所在地を住所として転居しようとする者。ただし、転入から3年以内の転居に限る。

エ 転入から3年以内に補助対象建築物の所在地を住所として転居し、第6条第1項の事業計画書の提出をする時点において転居から2年を経過しない者

(4) 居住誘導区域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第2号に規定する区域で、居住を誘導すべき区域として富士見町立地適正化計画に定める区域

(5) 消防団員等 富士見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年富士見町条例第28号)第3条の規定により任用された消防団員又は消防団員を退団した者で、勤続5年以上の勤務を有し、かつ、退団後3年以内の者であり、申請者又は申請

者と同居している3親等以内の者

(6) 申請者 補助金の交付を受けようとする者

(7) 補助事業者 事業計画の承認を受けた者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、補助対象建築物の所有者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 富士見町に住民登録のある者

イ 移住者、定住者

(2) 富士見町が賦課する町税及び料金(以下「町税等」という。)の滞納がない者

(3) 富士見町暴力団排除条例(平成24年富士見町条例第26号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないもの

(補助対象建築物等)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物等(以下「補助対象建築物等」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物で、同法第6条第1項の規定に違反しておらず、かつ、一の建築物の床面積が10平方メートルを超えるもののうち次の第1号に掲げるもののほか、第2号に掲げる工作物とする。

(1) 個人住宅、併用住宅の住宅部分及び集合住宅の自己占有部分(ただし、区分登記されていること。)並びに建物と同一敷地(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定されるものをいう。以下同じ)内又は隣接する敷地内にある倉庫、車庫、物置その他これに類する建築物

(2) 前号に規定する敷地内にある倒壊の危険性があり除去を必要とするブロック塀等

2 前項に規定する建築物は町内にある自己所有の建築物等とする。ただし、申請者の3親等以内の親族の所有する住宅に居住する場合は自己所有とみなす(この場合に3親等以内の親族とは、配偶者の3親等以内の親族を含む)。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象建築物等のリフォーム工事に係る費用のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 町内施工業者が施工するものに係る費用

(2) 次に掲げるものに関する費用を除いた費用が10万円以上であるリフォーム工事に係る費用

ア 造園、門扉、ブロック塀等の外構工事(倒壊の危険性のあるブロック塀等の除去工事を除く)

イ 床、壁又は天井のいずれにも固定されない電化製品等の購入

ウ 太陽光発電システムの設置

エ 国、県及び町の他の補助制度の対象となる工事

オ 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事

カ その他町長が補助対象経費として適当でないと認める工事

2 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号に掲げる者である場合には、前項の規定により算定した額にそれぞれ当該各号に定める額を加えた額を補助金の額とする。ただし、合計額が補助対象経費の2分の1を超える場合にあっては、補助対象経費の2分の1の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を補助金の額とする。

(1) 移住者、定住者 30万円

(2) 居住誘導区域内でリフォームをする者 5万円

(3) 消防団員等 5万円

4 補助金の交付決定を受けてから5年経過後は、同一建築物等に対して補助金の交付を受けることができる。ただし、過去に補助金の交付決定を受けた箇所のリフォーム工事は対象外とする。

(事業計画及び承認)

第6条 申請者は、リフォーム工事の着工前に富士見町住宅リフォーム事業計画書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による提出があつたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、富士見町住宅リフォーム事業承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認)

第7条 補助事業者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ富士見町住宅リフォーム事業計画変更書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。

(2) 施工箇所又は施工方法に変更があるとき。

(3) 事業がやむを得ない理由により予定の期間内に完了(遂行が困難になったとき)を含

む。)しないとき。

(4) 前各号に定めるもののほか町長が必要と認めるとき。

- 2 町長は、前項の規定による提出があつたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、富士見町住宅リフォーム事業変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。

(事業承認の条件)

第8条 町長は、事業承認をする場合には、補助対象建築物等(補助対象建築物等が住宅に付随する倉庫、車庫、物置その他これに類する建築物である場合は、同一又は隣接敷地内にある住宅とする。)に対して、諏訪広域連合火災予防条例(平成12年7月1日諏訪広域連合条例第31号。以下「火災予防条例」という。)第29条の2に規定する住宅用防災機器を火災予防条例第29条の3及び火災予防条例第29条の4に定める基準に従って設置することを条件に付する。ただし、これらの建築物に住宅用防災機器が既に設置されている場合、若しくは火災予防条例第29条の5により設置を免除された場合、又は第4条第1項第2号に規定する工作物の除去に係る申請についてはこの限りでない。

- 2 申請者は、前項ただし書に規定する場合を除き、前項前段に規定する住宅用防災機器を補助対象建築物等に設置する計画書を、第6条第1項に規定する提出のときに町長に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項に規定する住宅用防災機器が補助対象建築物等に設置されていることがわかる写真を、第10条第1項に規定する申請のときに町長に提出しなければならない。ただし、第6条第1項に規定する提出のときに既に提出してある場合は、この限りでない。

(事業の中止)

第9条 補助事業者が、事業の中止をしようとするときは、富士見町住宅リフォーム事業中止届(様式第5号)を町長に届出なければならない。

(申請・完了実績報告及び決定)

第10条 補助事業者は、当該工事が完了したときは、速やかに富士見町住宅リフォーム事業補助金交付申請書・完了実績報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、当該工事の完了の日から起算して1か月を経過する日とする。

- 3 町長は、第1項の規定による申請があつたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、富士見町住宅リフォーム事業補助金交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条第3項の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに富士見町住宅リフォーム事業補助金支払請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業承認の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定め、交付決定者にその返還を求めらるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(特例措置)

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急経済対策として、第5条第2項及び第3項の補助金の交付額に加え、補助対象経費の10分の1に相当する金額の1,000円未満の端数を切り捨てた額を交付する。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円とする。

(特例措置の失効)

- 3 前項による特例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和3年3月31日までに事業計画の承認がなされた補助金についての特例は、この特例失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

富士見町長 様

(申請者)住所
氏名
連絡先TEL

印

富士見町住宅リフォーム事業計画書

富士見町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、補助金の交付に係る事前審査を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

1 交付予定額の算出方法

工事見積金額	補助対象経費	交付予定額
円	円	円

備考 (1) 補助対象経費に補助率を乗じた額は、1,000円未満を切り捨てる。

2 計画概要

建築物等の所在地	富士見町		
建築物等の区分 (いずれかに○)	・個人住宅 ・併用住宅 ・集合住宅 ・住宅と同一又は隣接する敷地内にある倉庫、車庫、物置等 ・住宅と同一又は隣接する敷地内にあるブロック塀等		
申請者の区分 (該当する全てに○)	・一般所有者 ・移住者、定住者 ・居住誘導区域内 ・消防団員等 (分団名 ・現役 ・退団 年 月 日)		
工事箇所			
住宅用防災機器関係 (いずれかに○)	・住宅に既設 ・この工事に伴い住宅に設置 ・ブロック塀等の除去のみ		
建築物の面積	㎡(坪) (併用住宅のとき) 全体の面積 ㎡ 居住面積 ㎡		
工事期間	月 日 ～ 月 日		
施工業者	名称		
	住所	富士見町	
(添付書類)	・建築物等の位置図 ・工事見積書の写し ・住民票の写し ・申請を代理人に委任する場合は、委任状 ・建築物の所有を証明するもの(建物の登記事項証明書等)(下記の「建築物の所有者に関する情報」に変えることができる) ・補助金の交付要件の確認のため、申請者に町税等の滞納がないこと、建築物の所有者に関する情報、申請者及び申請に関する者の住民票の異動情報、戸籍に関する情報、消防団の加入に関する情報を補助金交付事務取扱職員が確認することの閲覧承諾書 ・工事予定箇所の写真(住宅用防災機器が住宅に既設の場合は、その写真を含む) ・施工業者が町内業者であることを証明する書類(台帳に登載されている場合を除く) ・倉庫、車庫、物置等又はブロック塀等の場合は、住宅との関係がわかる配置図		

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見町長

富士見町住宅リフォーム事業承認通知書

年 月 日付で提出のあつた事業計画については、下記のとおり承認したので、
富士見町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

なお、本通知は、補助金の交付決定通知ではありませんので御注意ください。

記

- 1 交付予定額 円
*交付金額の確定については、補助金交付申請後となります。
- 2 承認の条件
 - (1) 住宅用防火機器を設置すること。
(富士見町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第8条第1項ただし書に該当する
場合を除く。)
 - (2) 工事期間を遵守すること。
 - (3) その他

様式第3号(第7条関係)

富士見町長 様 年 月 日
住所
申請者 氏名 印
連絡先TEL

富士見町住宅リフォーム事業計画変更書

年 月 日付 第 号で承認の通知を受けた富士見町住宅リフォーム事業計画を下記のとおり変更したいので、富士見町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 変更交付予定額の算出方法

工事見積金額	補助対象経費	交付予定額
(円) 円	(円) 円	(円) 円

備考 (1) ()内は、当初提出分。

(2) 補助対象経費に補助率を乗じた値は、1,000円未満を切り捨てる。

2 計画概要

変更の理由	
工事箇所	
工事期間	月 日 ~ 月 日
(添付書類) ・変更後の工事見積書 ・変更後の工事予定箇所の写真 ・その他変更に関する書類	

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見町長

富士見町住宅リフォーム事業変更承認通知書

年 月 日付で提出のあつた富士見町住宅リフォーム事業の変更については、下記のとおり承認したので、富士見町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

なお、本通知は、補助金の交付決定通知ではありませんので御注意ください。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 変更交付予定額 | 円 |
| 当初交付予定額 | 円 |
| 増 減 額 | 円 |

* 交付金額の確定については、補助金交付申請後となります。

- 変更承認の条件
- そ の 他

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

富士見町長 様

住 所
申請者
氏 名 印
連絡先TEL

富士見町住宅リフォーム事業中止届

年 月 日付 第 号で承認の通知を受けた富士見町住宅リフォーム事業について、下記の理由により中止したいので、富士見町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第9条の規定により、届け出ます。

記

1 中止の理由

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

富士見町長 様

住 所
申請者
氏 名 印
連絡先TEL

富士見町住宅リフォーム事業補助金交付申請書・完了実績報告書

年 月 日付 第 号で承認の通知を受けた富士見町住宅リフォーム工事が下記のとおり完了したので、富士見町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 完了年月日 年 月 日

(添付書類)

- 1 領収書又は金融機関振込依頼書の写し
- 2 施工内容のわかる平面図等
- 3 施工箇所ごとの施工中及び完了時の写真
- 4 住宅用防災機器が住宅に設置されていることがわかる写真(事業計画書に添付した場合又はブロック塀等の除去のみの場合を除く)

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見町長

富士見町住宅リフォーム事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあつた補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、富士見町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 その他

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

富士見町長 様

住 所
申請者
氏 名 印
連絡先TEL

富士見町住宅リフォーム事業補助金支払請求書

年 月 日付 富士見町指令 第 号で交付決定の通知を受けた富士見町住宅リフォーム事業補助金の交付を受けたいので、富士見町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 支払請求額 円
2 振 込 先

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協 ゆうちょ銀行	本店 本所 支店 支所 支店
預金の種別	普通・当座	(該当を○で囲む)
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)